

大規模災害時等における連携に関する協定書

長 万 部 町
八 雲 町
今 金 町
せ た な 町

陸上自衛隊第11旅団第28普通科連隊

大規模災害時等における連携に関する協定書

平成24年2月27日付をもって北渡島・檜山北部4町災害時相互応援協定を締結した長万部町、八雲町、今金町及びせたな町の各町（以下「甲」という。）と陸上自衛隊第11旅団第28普通科連隊（以下「乙」という。）は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。）に際し、連携し迅速かつ円滑な災害応急対策活動を行い、住民の安全を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（情報連絡に係る手段の確保及び体制の充実）

第1条 甲及び乙は、災害に係る情報の連絡及び共有を円滑にするため、複数の情報連絡手段を確保するとともに、平素から情報連絡体制の充実を図るものとする。

（資料等の共有）

第2条 甲及び乙は、応急対策活動が円滑に行われるよう、災害に関する計画及び災害応急対策資機材保管状況等の関係資料を共有するとともに、関係資料の作成又は修正を行う場合には、意見を聴取するなど連携を図るものとする。

(防災訓練、会議等への参加等)

第3条 甲及び乙は、甲又は乙が主催する災害に関する防災訓練、会議等に積極的に参加するものとする。

2 甲及び乙は、防災訓練等の実施においては、効果的に行うとともに、訓練内容の検証により必要に応じ災害に関する計画の見直しを行い、災害応急対策体制の整備等を図るものとする。

(災害の発生する恐れがある場合の対応)

第4条 甲は、災害の発生する恐れがある場合は、災害の予測及び災害対応の態勢状況等の情報を乙に連絡するものとする。

2 前項の規定により情報を受けた乙は、必要に応じ甲の設置する警戒本部等に連絡幹部を派遣するものとする。

3 甲は、北海道に対し自衛隊の災害派遣要請の依頼を必要とする場合は、あらかじめ乙に対し災害派遣を必要とする情報等の提供を行うものとする。

4 前項の規定により情報を受けた乙は、円滑に災害応急対策を実施できるよう、災害派遣準備等を行うものとする。

5 何らかの理由により、第1項の規定による連絡を甲が行うことができない場合は、乙の判断により連絡幹部を派遣する等、速やかに甲との連絡手段を確保するものとする。

(災害発生時における連絡調整所)

第5条 甲は、災害発生により自衛隊による災害派遣が行われる場合は、情報等の共有を図るとともに、適切な災害応急対策を行うため、乙が設置する連絡調整所を甲の庁舎又は敷地内に設置できるよう配慮するものとする。

(活動拠点の設置)

第6条 甲は、乙が災害応急対策のために活動拠点を設置する必要がある場合は、場所、広さ等の調整を行い、甲が指定する場所を乙に提供するものとする。

(費用弁償等)

第7条 北海道の災害派遣要請により、乙が甲の地域において実施する災害応急対策活動に要する費用は、次項に規定するものを除き甲が負担するものとし、甲が負担する費用の項目等必要な事項については、別に定めるものとする。

2 災害応急対策活動を実施した場合の費用のうち、次に掲げるものは、乙の負担とする。

- (1) 災害派遣部隊の糧食費、被服維持費、医療費並びに装備品等の燃料費及び修理費並びに記録に関する費用等
- (2) 災害応急対策活動中に発生した賠償に係る費用

- 3 乙が甲に物品の無償貸与又は無償譲渡を行う場合は、防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令によるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、その後においてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成25年6月24日

長万部町長

白井捷一



八雲町長

川代義夫



今金町長

外崎秀人



せたな町長

高橋貞一



陸上自衛隊 第11旅団

第28普通科連隊長

1等陸佐 佐藤和之

